

〈申請手続きの流れ〉

1 事前相談



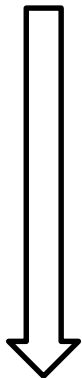
市役所2階建設課窓口で事前相談を行います。

2 職員による現地調査



担当職員が現地を確認し、補助対象となるか否かをお知らせします。

3 申請手続



提出書類

- (1)上野原市狭あい道路拡幅整備補助金交付申請書
- (2)案内図
- (3)公図の写し
- (4)土地の全部事項証明書
- (5)道路の拡幅部分に係る分筆測量等に要する経費の見積書
- (6)道路との境界の位置が明示された道路拡幅計画図
- (7)その他市長が必要と認める書類

4 交付(不交付)決定通知書の発行



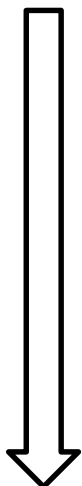
補助金の交付・不交付を通知します。

5 分筆のための測量や登記の開始



分筆のための測量や登記を申請者負担で行っていただきます。

6 完了報告書の提出



分筆のための測量や登記が完了した後、次の書類の提出をお願いします。

- (1)上野原市狭あい道路拡幅整備補助金事業完了報告書
- (2)道路拡幅用地の分筆測量完了後の写真
- (3)道路拡幅用地の境界図及び求積図(地積測量図)
- (4)道路の拡幅部分に係る分筆測量等に要した経費の領収書
- (5)寄付申請書の写し
- (6)土地の全部事項証明書の写し
- (7)公図の写し
- (8)その他市長が必要と認める書類

※別途、寄付申請書(原本)及び所有権移転登記等に必要な書類の提出をお願いします。

7 補助金交付決定通知書の発行



提出書類に基づき確定した補助金額を通知します。

8 補助金交付請求書の提出



9 補助金の振込

○ ご不明な点、詳細等については、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先 上野原市 建設産業部 建設課 都市計画担当

TEL 0554-62-3123

FAX 0554-62-1086

E-mail keikaku@city.uenohara.lg.jp